

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	

2. 指名停止措置期間 令和 4年7月4日 ~ 令和 5年1月3日 (6箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)銭高組の元使用人は、防衛省近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事において、防衛省近畿中部防衛局職員(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第6号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(談合及び競売入札妨害) 6 有資格業者である個人, 有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)